

【減免基準に盛り込まなければならない項目】

減 免 の 対 象	減 免 額
1 公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために公園（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
2 社会福祉施設に入所している者が引率されて有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
3 市の主催する行事に参加する者が有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
4 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者が、当該原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証を提示して有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
5 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して、有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の小人料金の額を超える額
6 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者の介添者として有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
7 65歳以上の者の介添者として有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の小人料金の額を超える額
8 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者及びそれ以外の者が共同して有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の額に、原爆障害者等の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じて得た額
9 65歳以上の者及びそれ以外の者が共同して有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の大人料金と小人料金の差額に、65歳以上の者の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じて得た額
10 広島市が後援する行事として有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。 (1) 広島市が当該行事実施に対して補助金を支出する場合 (2) 入場者から入場料、観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合 (3) 施設内に企業広告板等を設置する場合 (4) 施設内において物品等を販売する場合 (5) 大会等において特定の商号又は商標名その他これらに類するものを入れている場合 (6) アマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合	有料公園施設の利用料金の半額